

目 次

1. 国外転出時課税制度の概要	1
(1) 規定の内容	1
(2) 国外転出時課税の対象者	1
(3) 減額措置等	1
(4) 申告手続きの概要	2
2. 対象資産の範囲及びその価額の算定方法	3
(1) 対象資産	3
(2) 対象資産の価額の算定方法	4
(3) 国外転出時課税における譲渡所得の計算	7
3. 納税猶予制度	8
(1) 納税猶予制度を適用するための要件	8
(2) 納税猶予期限及びその延長規定	15
(3) 納税猶予期限が終了した場合等の取扱い	18
(4) 担保の取扱い	18
4. 納税猶予期間中に対象資産を譲渡した場合等の取扱い	21
(1) 対象資産を譲渡した場合	21
(2) 譲渡価額が出国時よりも下落していた場合	24
(3) 外国税額が課税された場合	25
5. 本制度を適用した後に帰国した場合の取扱い	26
(1) 5年以内に帰国した場合	26
(2) 納税猶予制度を適用していた場合	26
(3) 対象資産を居住者に贈与、相続、遺贈した場合	26
6. 申告手続き関係	27
(1) 申告納税手続きの流れ	27
(2) 納税管理人の手続き	29
(3) 確定申告書の作成方法	29

7. 平成 28 年度税制大綱	39
【具体例】	40
講師プロフィール	48

1. 国外転出時課税制度の概要

(1) 規定の内容

平成 27 年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（以下「国外転出時課税」といいます。）が創設され、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が 1 億円以上の有価証券等（以下「対象資産」といいます。）を所有している場合には、その対象資産の含み益に対して所得税（復興特別所得税を含む）が課税されることとなりました。

また、1 億円以上の有価証券等を所有している一定の居住者が非居住者である親族へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合には、贈与時又は相続時にその居住者が対象資産を譲渡したものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されることとなりました。（以下「国外転出贈与・相続時課税制度」といいます。）

この国外転出時課税の対象となる者は、所得税の確定申告等の手続きを行う必要がありますが、一定の要件を満たした場合には、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置（以下「減額措置等」といいます。）を受けることができます。

なお、減額措置等を受ける場合には、国外転出時までには納税管理人の届出書を所轄税務署に提出するなどの手続きが必要となります。

(2) 国外転出時課税の対象者

国外転出時において、以下の要件のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- ① 所有等している対象資産の価額の合計が 1 億円以上であること。
- ② 原則として国外転出をする日前 10 年以内において国内に 5 年を超えて住所又は居所を有していること。

(3) 減額措置等

一定の要件を満たした場合には、以下のような減額措置があります。

- ① 国外転出の日から 5 年以内に帰国などした場合
帰国時まで引き続き所有等している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を取り消すことができます。
- ② 納税猶予の特例の適用を受ける場合
納税猶予期間（5 年又は 10 年）の満了まで納税を猶予することができます。
- ③ 納税猶予期間中に譲渡等した際の対象資産の譲渡価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合
譲渡した対象資産について、本制度により課された税額を減額できます。
- ④ 納税猶予期間の満了日の対象資産の価額が国外転出時の価額よりも下落している場合
国外転出時から納税猶予期間の満了日まで引き続き所有等している対象資産について、本制度により課された税額を減額できます。